# 獨協大学に対する改善報告書検討結果

＜大 学 評 価 実 施 年 度：2021 年度＞
＜改善報告書検討実施年度：2025 年度＞

獨協大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、４点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

## ＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

2020年に「獨協大学内部質保証方針」を制定し、内部質保証体制の構築を進め、大学評価の結果を受けて、更に2023年度に各委員会の役割の明確化と実質化を目的に委員会名称とその構成の見直しを行った。内部質保証を推進する全学的組織である「内部質保証推進委員会」や、全学的な自己点検・評価を行う「点検評価委員会」、教学に係る内部質保証を支援する「教学課程委員会」等を設置して、内部質保証に取り組んでいる。本協会からの提言に対して、「内部質保証推進委員会」にて、改善に取り組む全学的な方針を定め、改善状況の進捗管理を行いながら、改善に取り組んでおり、成果につながっているものの、改善に向けた取り組みが十分でない点もみられることから上記の体制のもと、引き続き着実に改善につなげることが期待される。

## ＜是正勧告、改善課題の改善状況＞

提言の改善状況から、改善の成果が十分に表れているとはいいがたい。

改善課題については、大学院における学習成果の把握の問題や学部及び研究科の定員管理の問題に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。なお、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

### １．是正勧告

なし

### ２．改善課題

| No. | 種　　別 | 内　　容 |
|---|---|---|
| 1 | 基準 | 基準４　教育課程・学習成果 |
| | 提言（全文） | 学生の学習成果の把握・評価は部分的なものに限られており、各学部・学科、研究科の学位授与要件 |

| | | |
|---|---|---|
| | | に定める学習成果の把握・評価を多角的かつ適切な方法で実施しているとはいいがたいため、改善が求められる。 |
| | 検討所見 | 「内部質保証推進委員会」の諮問機関である「教学課程委員会」が改善に取り組んできた。学習成果の把握・評価を体系的に整備するために 2023 年度に学部及び大学院の「アセスメント・ポリシー」を策定し、各学部・学科、研究科で行われていた既存のアセスメントを「アセスメントプラン」として集約し、整理した。<br>　また、学部・学科については、「アセスメント・ＤＰ対応表」を作成し、アセスメントの指標と学位授与方針で示す能力等の関連性について遺漏がないことを確認している。くわえて、これまで十分ではなかった全学共通のアセスメントについて 2022 年度から検討を進めた結果、単位修得した科目の成績と自己評価から学科における学位授与方針で示す能力等の達成状況を測定するためのポートフォリオの仕組みと学生の汎用的能力を測定する外部のアセスメントテストを導入しており、学部・学科ごとに多角的かつ適切な方法での学習成果の把握・評価の仕組みを整えており、改善が認められる。<br>　なお、これらのアセスメントについては、導入から日が浅いため、結果分析や活用については、限定的であり、今後、更なる教育改善に向け、検討を進めていることから、教育内容の改善・向上に資するような結果の活用が期待される。<br>　一方、研究科に関しては、アセスメントの指標と学位授与方針で示す能力等の関連性の確認がなされておらず、学位授与方針に示した能力等と「アセスメント・ポリシー」にて定める指標との対応関係が不明確であり、学習成果の把握・評価が十分に行われているとはいいがたいため、改善が求められる。 |
| No. | 種　　別 | 内　　容 |
| ２ | 基準 | 基準５　学生の受け入れ |

| No. | 種　　別 | 内　　容 |
|---|---|---|
| | 提言（全文） | 収容定員に対する在籍学生数比率について、外国語学部交流文化学科で 1.26 と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。 |
| | 検討所見 | 収容定員に対する在籍学生数比率について、外国語学部交流文化学科において改善が認められる。<br>なお、大学評価時は提言の対象ではなかった学部・学科の入学定員充足率の５年平均について、法学部総合政策学科では 1.25 と高い。また、収容定員に対する在籍学生について経済学部経営学科では 1.28、法学部総合政策学科では、1.27 と高いことから、学科の定員管理を引き続き徹底するよう改善が求められる。 |
| No. | 種　　別 | 内　　容 |
| 3 | 基準 | 基準５　学生の受け入れ |
| | 提言（全文） | 編入学定員を定めている国際教養学部言語文化学科と法学部国際関係法学科において、編入学者がいない状態が続いているため、改善が求められる。 |
| | 検討所見 | 学長の指揮のもと、該当する学科及び関連する部局を中心に編入学定員の見直しに向けて、検討を進めた結果、国際教養学部言語文化学科及び法学部国際関係法学科の３年次編入学の定員５名をそれぞれ廃し、法学部総合政策学科の入学定員に５名を付け替えるという学則の一部改正の提案を 2023 年２月の全学教授会にて行い、承認した。<br>以上のことから、国際教養学部言語文化学科及び法学部国際関係法学科における編入学者がいない状況は改善されたといえる。 |
| No. | 種　　別 | 内　　容 |
| 4 | 基準 | 基準５　学生の受け入れ |
| | 提言（全文） | 収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科博士前期課程で 0.10、外国語学研究科博士前期課程で 0.17、経済学研究科博士前期課程で |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 0.34 と低い。また、法学研究科、外国語学研究科、経済学研究科の博士後期課程では在籍学生がいないため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。 |
| | | 検討所見 | 収容定員に対する在籍学生比率について、法学研究科博士前期課程、外国語学研究科博士前期課程において、改善が認められる。<br>一方で、収容定員に対する在籍学生比率について、経済学研究科博士前期課程では 0.17 と依然として低い。また、在籍学生がいなかった法学研究科、外国語学研究科、経済学研究科の博士後期課程については、依然として在籍学生がいない状況である。<br>以上のことから、大学院の研究科の定員管理について一部、改善が認められるものの、収容定員に対する在籍学生数比率が低い研究科があることや博士後期課程については、在籍学生がいない状態となっていることから、大学院の定員管理を引き続き徹底するよう改善が求められる。 |

＜再度報告を求める事項＞

なし

＜弾力的措置にかかる要件の充足状況＞

| 弾力的措置にかかる要件 | 前回の評価結果における提言 | 改善状況 |
|---|---|---|
| ア）基準２「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。 | 無 | － |
| イ）基準４「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。 | 無 | － |
| ウ）基準４「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。 | 有 | × |

以上